

平成 30 年 9 月

総 務 大 臣
野 田 聖 子 様

一 般 社 団 法 人 全 国 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 信 託 協 会
一 般 社 団 法 人 第 二 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 金 庫 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 組 合 中 央 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 労 働 金 庫 協 会
農 林 中 央 金 庫

地方税の電子納付の推進等について

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、金融界は、平成 28 年 6 月に設置された金融庁の「決済高度化官民推進会議」における検討等を踏まえ、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、本年（平成 30 年）10 月に予定している、金融機関の振込の中核システムである「全銀システム」の 24 時間 365 日稼働をはじめとして、決済インフラの更なる高度化に向けた検討・取組みを行っております。

この点、本年 3 月に設置されました「税・公金収納・支払等の効率化に関する勉強会」（注 1）につきましても、貴省にメンバーとしてご参画いただいたことにつき、あらためて御礼申し上げます。

（注 1）未来投資戦略 2017 に掲げられた「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」等を踏まえ、税・公金収納・支払の効率化を進めるために、現在の状況を鳥瞰しつつ、既存の枠組みのなかで短期的に足元から取り組みできないことがないか、更には、新たな技術や諸外国の事例等を参考に、中長期的（～10 年程度）にはどのような対応が望ましいか、意見交換等を行う官民の会合（事務局：全国銀行協会）。

貴省のご尽力により、平成 31 年 10 月を目途に地方税共通納税システムが稼働し、法人住民税をはじめとする申告税に関しては、すべての地方公共団体に對し、ペイジーによる電子納税を行える仕組みが実現する運びとなっております。

一方、地方税全体で見ると、課税件数の 9 割以上は賦課税（自動車税や固定資産税等（注 2））であり、同税目の納付・収納については、電子納税を導入し

ている地方公共団体が少ないことから多くの国民は時間や場所の制約のない効率的な納付方法である電子納税を選択することができない、金融機関窓口で収納された場合には金融機関および地方公共団体の双方において大量の書面（納入済通知書）に係る事務処理（精査、搬送、消込み、保管等）が日常的に発生する等、納付者、地方公共団体はもとより、金融機関も含め、それぞれにとって負担が大きく、国民経済全体として効率化の余地が大きい領域となっています。

（注2）平成29年9月26日開催の政府税制調査会資料（総11-3）をご参照。

つきましては、地方税の電子納付の推進等について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 利便性・効率性の高い地方税の納付等に向けた一層の推進

(1) 納付方法等に係る今一層の周知・広報

現在、納付者においては、銀行窓口以外の納付方法（口座振替、ペイジー、コンビニ等）といった、納付者自らにとってより利便性が高い選択肢があることが必ずしも浸透していない状況にある。

金融界としては、地方税を含む税・公金の申告・納付方法の選択肢について、納付者への今一層の周知・広報に向けた官民の連携が必要と考えており、貴省におかれてもご協力をお願いしたい。

(2) 納付者のライフスタイルを考慮した納付方法の充実化

近年、納付者のライフスタイルの多様化や、スマホ等の普及により、特定の場所や時間帯に縛られない納付方法へのニーズが高まっている。

貴省におかれては、口座振替やペイジー、コンビニなどといった既存の納付方法の普及のほか、例えば、バーコードやQRコード等を活用した新たな納付方法の検討・導入について、各地方公共団体等の実情も踏まえつつ、支援をお願いしたい。

(3) 地方税の電子納付に係る取組みの推進

地方税共通納税システムについては、貴省のご尽力により、平成31年10月の稼働が予定されている。

ついては、同システムの稼働に向けた引続きの支援をお願いするとともに、同システムの対象税目について、地方税の課税件数の9割以上を占める賦課税目についても早期に対象となるよう、検討をお願いしたい。

また、個人による納付の効率化の観点からは、全国すべての地方公共団体に対し、マイナポータルの公金決済サービス上で、あらゆる税・公金の納付が可能となるよう、各地方公共団体等に対する幅広い支援をお願いしたい。

(4) 賦課税納付書の規格・様式の統一に向けた環境整備

上記(1) から(3) の取り組みが納付者にとっての本質的な利便性向上に資すると考えられる一方、仮に紙ベースの賦課税納付書が当面の間存続するのであれば、その規格・様式については、金融機関・コンビニエンスストア等で共通に使用されている「マルチペイメントネットワーク（MPN）標準帳票ガイドライン」による標準帳票に準じたものに統一することが合理的と考えられる。このため、貴省におかれては、各地方公共団体に対し、MPN 標準帳票の導入を進めるうえでの留意事項を整理のうえ周知するなどの措置をお願いしたい。

2. 自動車税の納付確認電子化に係る更なる利便性向上

平成 27 年 4 月から、自動車税の納付確認電子化（国土交通省（運輸支局等）と都道府県のシステムの連携により、自動車税の納付をオンラインで確認）が実現し、登録自動車の継続検査（車検）時における自動車税の納税証明書の提示が不要となった。

しかしながら、自動車税の納付情報が都道府県のシステムに反映されるまで相応の日数がかかり、自動車税を納付後すぐに車検を受ける場合は従来どおり納税証明書が必要になる場合があるなど、改善すべき点も残されている。

貴省におかれては、国土交通省や各地方公共団体とも協力のうえ、納付確認電子化について、更なる利便性の向上を図っていただくようお願いしたい。

3. 延滞金・督促料等の取扱いの廃止

地方税の収納を納付期限経過後に金融機関窓口で受け付ける際、延滞金・督促料等の徴収を金融機関が行うこととしている地方公共団体があるが、延滞金等の計算を行い、税額を確定することは徴税権者の権限に属するため、指定金融機関の業務を逸脱していると考ええる。更には、延滞金等の算出方法が煩雑であることに加え、地方公共団体・税目によって異なる場合もあり、金融機関にとって大きな事務負担となっている。

については、金融機関は本税のみの取扱いとし、延滞金等は各地方公共団体において徴収するよう、指導を徹底いただきたい。なお、ペイジーであれば仕様上、延滞金自動計算機能があり、当該機能を利用することで、本税と延滞金の合計額を一度に収納することが可能であることも踏まえ、働きかけをお願いしたい。

4. 地方税収納等にかかる経費負担の適正化

金融機関は、かねてから各種手数料について受益者負担の観点に立って見直しを図り、サービスに伴うコストの適正な負担をお願いしてきているところである。

金融機関窓口における地方税等の収納や地方公共団体が行う振込等の手数料については、金融機関が地方公共団体に代わって行っている業務の価値に見合った水準となるよう、各当事者間の個別の協議により、早期に適正化を図られることを望んでいる。

この問題に対する各地方公共団体の理解促進について、格別のご高配を賜りたい。

以 上